

高松市出産・子育て応援ギフトについて

1 事業の概要

○全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な**伴走型相談支援**と**経済的支援**を組み合わせた形で継続的に実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、必要なサービスに確実に結びつけます。

時期		内容	面談内容の一例
妊娠期	妊娠8～10週前後 (妊娠届出時)	面談 アンケート 出産応援ギフト 申請(5万円相当)	・子育てガイド(サポートプラン)と一緒に指差し確認。 ・出産までの見通しを寄り添って立てる。
	妊娠32～34週前後	面談(希望者のみ) アンケート	・電子母子健康手帳によりプッシュ型で通知。 ・夫の育休取得の推奨、パパママ教室等の紹介。 ・産前・産後サービス利用と一緒に検討・提案。
出産・産後 (出生届出時)		面談 アンケート 子育て応援ギフト 申請(5万円相当)	・子育てサークルなど、悩みを共有できる仲間づくりの場の紹介。 ・産後ケア事業、育休給付及び保育園入園手続きの紹介。
産後の育児期		情報発信・相談	・随時の子育て関連イベント等の情報発信・相談受付対応の継続実施。

※アンケートや情報発信等に使用するため、妊娠届出時に必ず電子母子健康手帳の御登録をお願いします。

2 対象者及び給付内容

令和6年4月から香川県出産・子育て応援ギフト支給システムを県内全市町が利用することとなり、高松市出産・子育て応援ギフトの内容を現金給付から、子育て関連の商品等をカタログから選択する「出産・子育て応援ギフトともはぐ」へ変更しました。



	対象者	給付内容
(1)出産応援ギフト	令和6年4月1日以降に妊娠届出、令和7年3月31日までに申請をした方	50,000円相当のギフト
(2)子育て応援ギフト	令和6年4月1日～令和7年3月31日までに出生したお子さんを養育する方	50,000円相当のギフト

※産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した方が対象となります。

※令和5年1月1日以降、妊娠届出をした方が流産・死産となった場合も出産応援給付金の対象となります。

※他の自治体で出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給を受けていないこと。

給付後、他の自治体からの支給が判明した場合は、給付を受けたギフトを返還していただきます。

※面談後(出生届出時の面談は、「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問時等に行います。)1か月程度でともはぐのID・パスワードが記載された案内状が届きます。

3 申請手続き(オンライン申請)

・子育て応援ギフト申請フォーム

<https://logoform.jp/form/dV7M/529048>



※令和7年3月31日までに妊娠届出を提出し、「出産応援ギフト」を申請されていない方は、「妊婦支援給付金」の対象となります。(令和7年4月1日時点において妊婦である場合)